

「新時代の教育のための国際協働プログラム（初等中等教職員国際交流事業）」
委託事業実施要項

平成29年3月31日
大臣官房長決定
平成31年2月15日一部改訂
令和2年2月18日一部改訂
令和3年6月15日一部改訂
令和5年4月3日一部改訂
令和6年5月24日一部改訂

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症が終息に向かうのを契機に、世界各国はコロナ禍の期間に中断していた人的交流を再開させており、G7 や G20 教育大臣会合においても、このような動きをさらに加速させることで一致している。このことを踏まえ、韓国・中国・タイ・インドといった重要国との教職員交流を実施し、相互理解の増進及び互いの国の教育事情の理解・教職員の資質の向上を図る。

2 委託業務の内容

業務委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、以下の内容の業務を実施するものとする。

文部科学省と相手国政府（韓国・中国・タイ・インド）との合意に基づき、教職員の招へい及び我が国の教職員の派遣を行い、これらの交流を通じて、日本と諸外国の教職員の持続可能なネットワークの構築及び学校間の国際交流の促進に関する調査・研究を行い、成果報告書の作成、成果報告会及びワークショップの開催等を行う。

3 業務の委託先

以下の（1）～（3）を満たす団体とする。

- （1）教育分野（特に初等中等教育）に関連する知見及び国際交流（受入れ及び派遣）の実施の経験を有し、日本及び相手国の関係団体（教育委員会、学校、相手国実施機関等）・参加教職員と円滑に連携できる法人格を有する団体とする。
- （2）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （3）文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 委託期間

原則として契約を締結した日から令和7年3月31日までとする。

5 委託手続

- (1) 団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

6 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、会議費、借損料、雑役務費、消費税相当額）、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、団体等が実施要項等に違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7 再委託

本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本事業のうち再委託することが事業を実施する上で合理的であると認められるものについては、本事業の一部を再委託することができる。

8 業務完了（廃止）の報告

団体等は、事業が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から14日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

9 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、必要に応じ、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10 その他

- (1) 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認めら

れるときは、必要な是正措置を講ずるよう求める。

- (2) 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、本委託事業の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。また、受託団体は、文部科学省の求めがあった場合は、本事業に関して必要な書類を提出しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別途定める。